

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第一条の環境省令で定める基準等）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第一条第一号の二の環境省令で定める廃水銀は、水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となつたものから回収したものとす。</p> <p>2 令第一条第一号の三の環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとする。</p> <p>3 令別表第一の一の項の環境省令で定めるごみ処理施設は、ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設とする。</p> <p>4 5 7 （略）</p> <p>（令第二条の四の環境省令で定める基準等）</p> <p>第一条の二 （略）</p>	<p>（令第一条の環境省令で定める基準等）</p> <p>第一条 （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）別表第一の一の項の環境省令で定めるごみ処理施設は、ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設とする。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（令第二条の四の環境省令で定める基準等）</p> <p>第一条の二 （略）</p>

2 4 (略)

5 令第二条の四第五号二の環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。

一 別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物
(水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。)

二 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀

6 令第二条の四第五号二の規定による環境省令で定める基準は、水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴つて生じた残さであることとする。

7 令第二条の四第五号ホの指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に含まれる金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。)(別表第一の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質)ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ホの指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質)ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質)ごとにそれぞれ当該各項の第

2 4 (略)

(新設)

(新設)

5 令第二条の四第五号二の指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に含まれる金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。)(別表第一の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質)ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号二の指定下水汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質)ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質)ごとにそれぞれ当該各項の第

三欄に掲げるとおりとする。

- 8 | 令第二条の四第五号への鉱さいに係る環境省令で定める基準は、当該鉱さいに含まれる判定基準省令別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号への鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 9 | 令第二条の四第五号トの規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

- 10 | 令第二条の四第五号チのばいじんに係る環境省令で定める基準は、当該ばいじんに含まれる判定基準省令別表第五の一の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号チのばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ

三欄に掲げるとおりとする。

- 6 | 令第二条の四第五号ホの鉱さいに係る環境省令で定める基準は、当該鉱さいに含まれる判定基準省令別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ホの鉱さいを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

- 7 | 令第二条の四第五号への規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

- 8 | 令第二条の四第五号トのばいじんに係る環境省令で定める基準は、当該ばいじんに含まれる判定基準省令別表第五の一の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号トのばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ

れ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外
の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一
の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第
三欄に掲げるとおりとする。

11 令第二条の四第五号リのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定
める基準は、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の二
の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項の第二欄に
掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、
令第二条の四第五号リのこれらの廃棄物を処分するために処理した
ものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又
は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二
の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項の第一
欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりと
し、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる
判定基準省令別表第六の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の
項及び二五の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第
三欄に掲げるとおりとする。

12 令第二条の四第五号又の廃油を処分するために処理したものに係
る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃油の場合は廃
溶剤（別表第二の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項
の第一欄に掲げるものに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃ア
ルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第二の九の項から
一八の項まで、二二の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとに

れ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外
の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一
の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第
三欄に掲げるとおりとする。

9 令第二条の四第五号チのばいじん又は燃え殻に係る環境省令で定
める基準は、これらの廃棄物に含まれる判定基準省令別表第五の二
の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項の第二欄に
掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、
令第二条の四第五号チのこれらの廃棄物を処分するために処理した
ものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又
は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一
の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の項及び二五の項の第一
欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりと
し、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる
判定基準省令別表第六の二の項、三の項、五の項、六の項、二三の
項及び二五の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第
三欄に掲げるとおりとする。

10 令第二条の四第五号リの廃油を処分するために処理したものに係
る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃油の場合は廃
溶剤（別表第一の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項
の第一欄に掲げるものに限る。）ではないこととし、廃酸又は廃ア
ルカリの場合は当該処理したものに含まれる別表第一の九の項から
一八の項まで、二二の項及び二四の項の第一欄に掲げる物質ごとに

それぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

13| 令第二条の四第五号ルの汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号ルのこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第二の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

14| 令第二条の四第六号の環境省令で定める焼却施設は、前条第三項に規定する施設とする。

15| 16| (略)

17| 第二項から第四項まで、第七項、第八項、第十項から第十三項ま

それぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃油、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の九の項から一八の項まで、二二の項及び二四の項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

11| 令第二条の四第五号又の汚泥、廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、汚泥については当該汚泥に含まれる判定基準省令別表第五の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリについては当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、令第二条の四第五号又のこれらの廃棄物を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、当該処理したものが、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれる別表第一の一の項から二五の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、廃酸又は廃アルカリ以外の場合は当該処理したものに含まれる判定基準省令別表第六の一の項から二五の項までの第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

12| 令第二条の四第六号の環境省令で定める焼却施設は、前条第一項に規定する施設とする。

13| 14| (略)

15| 第二項から第六項まで、第八項から第十一項まで及び前項に掲げ

で及び前項に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(令第一条第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物を収納する運搬容器の構造)

第一条の十一の二 令第一条第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、前条第二号及び第三号の規定の例によるほか、密閉できることとする。

(特別管理一般廃棄物の積替えに係る所要の措置)

第一条の十四 令第四条の二第一号ト(3)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 (略)

二 令第一条第一号の二に掲げる廃棄物にあつては、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置

三・四 (略)

(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第四条の五 法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

る基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(感染性一般廃棄物を収納する運搬容器の構造)

第一条の十一の二 感染性一般廃棄物に係る令第四条の二第一号への規定による環境省令で定める構造は、前条第二号及び第三号の規定の例によるほか、密閉できることとする。

(特別管理一般廃棄物の積替えに係る所要の措置)

第一条の十四 令第四条の二第一号ト(3)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第四条の五 法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとおりとする。

イ〜ヲ (略)

ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。

カ〜フ (略)

三〜十六 (略)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置)

第八条の十 令第六条の五第一項第一号ロ及び二の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 廃水銀等にあつては、第一条の十四第二号の規定の例によること。

五 (略)

(特別管理産業廃棄物保管基準)

第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとおりとする。

イ〜ヲ (略)

ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。

カ〜フ (略)

三〜十六 (略)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物の積替えに関する所要の措置)

第八条の十 令第六条の五第一項第一号ロ及び二の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(3)の環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

(新設)

四 (略)

(特別管理産業廃棄物保管基準)

第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一〜四 (略)
- 五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ〜二 (略)
 - ホ 廃水銀等にあつては、第一条の十四第二号の規定の例によること。
 - ヘ・ト (略)

別表第一(第一条の二関係)

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
二	水銀使用製品の製造の用に供する施設
三	灯台の回転装置が備え付けられた施設
四	水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
五	国又は地方公共団体の試験研究機関
六	大学及びその附属試験研究機関

- 一〜四 (略)
- 五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ〜二 (略)
 - (新設)
 - ホ・ヘ (略)

(新設)

七	<p> 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは 発明に係る試験研究を行う研究所 </p>
<p> 別表第二 (略) </p>	<p> 別表第一 (略) </p>
<p> 別表第三 (略) </p>	<p> 別表第二 (略) </p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示案
新旧対照条文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年厚生省告示第四号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第二項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年厚生省告示第九十四号）第一号に定める方法とする。</p> <p>二 規則第一条第四項及び第一条の二第十五項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年厚生省告示第九十四号）第二号に定める方法とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第二項及び第一条の二第十三項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年厚生省告示第九十四号）第一号に定める方法とする。</p>

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する告示案新旧対照条文
 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成四年厚生省告示第九十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）<u>第一条第六項並びに第一条の二第七項、第十一項、第十三項及び第十六項に掲げる基準（規則第一条の二第七項、第十一項及び第十三項に掲げるものについては、ダイオキシソ類（ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシソ類をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の検定方法は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法によるものとする。</u></p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 規則第一条の二第七項、第八項及び第十項から第十三項までに掲げる基準（規則第一条の二第七項、第十一項及び第十三項に掲げるものについては、ダイオキシソ類に係るものを除く。）の検</p>	<p>特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）<u>第一条第三項並びに第一条の二第五項、第九項、第十一項及び第十四項に掲げる基準（規則第一条の二第五項、第九項及び第十一項に掲げるものについては、ダイオキシソ類（ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシソ類をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の検定方法は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法によるものとする。</u></p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 規則第一条の二第五項、第六項及び第八項から十一項までに掲げる基準（規則第一条の二第五項、第九項及び第十一項に掲げるものについては、ダイオキシソ類に係るものを除く。）の検定方</p>

定方法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合は、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合は、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。

法は、検定方法告示に定める方法によるものとする。この場合において、検定しようとする産業廃棄物が燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん又はこれらの廃棄物を処分するために処理したものである場合は、検定方法告示中埋立処分を行おうとするこれらの産業廃棄物についての規定を適用し、検定しようとする産業廃棄物が廃酸又は廃アルカリである場合は、検定方法告示中海洋投入処分に係るこれらの産業廃棄物についての規定を適用する。

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示案新旧対照条文
 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年厚生省告示第百九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）<u>第四条の二第二号口の規定による令第一条第一号の二又は第一号の三に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固型化する方法とする。</u></p> <p>二 <u>令第四条の二第二号口の規定による令第一条第二号及び第三号に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法並びに令第六条の五第二項において例によることとされる令第四条の二第二号口の規定による令第二条の四第六号及び第九号に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</u></p>	<p>特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法</p> <p>（新設）</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）<u>第四条の二第二号口の規定による令第一条第二号及び第三号に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法並びに令第六条の五第二項において例によることとされる令第四条の二第二号口の規定による令第二条の四第六号及び第九号に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</u></p>

イ 水 (略)

三 五 (略)

六 令第六条の五第一項第二号八の規定による感染性産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。)の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第三号イからホまでに掲げる方法とする。

七 八 (略)

九 令第六条の五第一項第二号ホの規定によるポリ塩化ビフェニル汚染物(廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリート破片その他これに類する不要物であるものに限る。)の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 第七号ロに掲げる方法

ロ 第七号八に掲げる方法

ハ へ (略)

ト 第七号へに掲げる方法

十 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物(廃油、廃酸又は廃アルカリであるものに限る。)の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第七号イからへまでに掲げる方法とする。

十一 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物(汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。)の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第八

イ 水 (略)

二 四 (略)

五 令第六条の五第一項第二号八の規定による感染性産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。)の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第二号イからホまでに掲げる方法とする。

六 七 (略)

八 令第六条の五第一項第二号ホの規定によるポリ塩化ビフェニル汚染物(廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリート破片その他これに類する不要物であるものに限る。)の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 第六号ロに掲げる方法

ロ 第六号八に掲げる方法

ハ へ (略)

ト 第六号へに掲げる方法

九 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物(廃油、廃酸又は廃アルカリであるものに限る。)の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第六号イからへまでに掲げる方法とする。

十 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物(汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。)の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第七号

号イからトまでに掲げる方法とする。

十二 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃プラスチック類、金属くず、は陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第九号イからトまでに掲げる方法とする。

十三 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物以外のものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第七号ロ、八及びへ並びに第八号ハ及びビに掲げる方法とする。

十四 令第六条の五第一項第二号トの規定による廃石綿等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ（略）

ロ 第七号へに掲げる方法

イからトまでに掲げる方法とする。

十一 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃プラスチック類、金属くず、は陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第八号イからトまでに掲げる方法とする。

十二 令第六条の五第一項第二号への規定によるポリ塩化ビフェニル処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物以外のものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、第六号ロ、八及びへ並びに第七号ハ及びビに掲げる方法とする。

十三 令第六条の五第一項第二号トの規定による廃石綿等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ（略）

ロ 第六号へに掲げる方法